高所作業車　作業開始前の点検

労働安全衛生規則 第194条の27＝その日の作業を始める前に、制動装置・操作装置・作業装置の機能を点検する

年月	年　月	**機体**	種類・作業床の高さ・機体番号
現場		**作業指揮者**	

日	点検者	制動装置	操作装置	作業装置	異常の内容と補修（補修した時刻・した人）	作業の開始
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

高所作業車を使う日は、その日の作業を始める前に、制動装置・操作装置・作業装置の機能を点検します（労働安全衛生規則 第194条の27）。異常があればすぐに補修その他の措置をしてから使います（第194条の28）。結果は「良」か「異常」を書きます。使わない日は空欄のままにします。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/kosho-sagyosha-tenkenhyo-template/

高所作業車　月例の自主検査記録

労働安全衛生規則 第194条の24（1か月以内ごとに1回）・第194条の25（記録して3年間保存）

機体	種類・作業床の高さ	**機体番号**	
検査年月日	年　月　日	**検査をした人**	
特定自主検査	前回の年月・検査標章の有無	**立会い**	
結果の数			

検査する事項（号の順）と結果

結果＝良／要補修。要補修が1つでもあれば、補修してから使う

号	検査する事項（見るところの例）	検査方法	結果	異常の内容	補修の内容と補修した日
一	制動装置、クラッチ及び操作装置の異常の有無 走行・駐車ブレーキの効き。下部と作業床の操作レバー・スイッチが中立に戻るか				
二	作業装置及び油圧装置の異常の有無 ブーム・作業床・昇降装置の曲がり・ひび。油圧ホース・シリンダーの油漏れ、作動油の量				
三	安全装置の異常の有無 過負荷防止装置・傾斜の警報・非常停止・非常時の降下装置などが働くか				

補修等の措置の内容	
記録の保存	3年間保存（労働安全衛生規則 第194条の25）

1か月以内ごとに1回、制動装置・クラッチ・操作装置、作業装置・油圧装置、安全装置を自主検査します（労働安全衛生規則 第194条の24）。検査年月日・検査方法・検査箇所・結果・検査をした人の名前・補修の内容を記録して、3年間保存します（第194条の25）。1年以内ごとの特定自主検査（第194条の23）は、資格のある人か検査業者が行います。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/kosho-sagyosha-tenkenhyo-template/